

はじめに

一 このたび、関係者のご努力によって、昨年度の『民事法の諸問題Ⅶ』に引き続き、専修大学法学研究所紀要三二号『刑事法の諸問題Ⅶ』が刊行の運びとなりました。本年度をもって、長い間法学部において教育・研究に携わってこられた本田泰治教授（健康科学論）が定年で退職されることになりました。本書の刊行に当たり、本田教授のこれまでの御尽力に感謝の意を表するとともに、本書刊行のために玉稿をお寄せいただいた刑事法の方々、そして編集作業の労をとっていただいた運営委員と事務局の皆さんに厚く御礼を申しあげます。

二 さて、昨年の本欄において、法科大学院の発足と間近に迫った第一期生の卒業について触れました。それから間もない昨年の五月、第一回目の新司法試験が行われ、司法制度改革にもとづく新しい法曹が生れることになりました。第一回目の新司法試験は、受験者総数二〇九一人、うち合格者が一〇〇九人で、全体の合格率は四八％ということになりました。専修大学では五一人が受験し、うち九人が合格、合格率は一八％という結果になりました。合格率で全国平均を下回る残念な結果にはなりましたが、合格した九人の卒業生は、入学時の抱負を胸に抱いて希望に燃えて司法修習に入ったところであり、必ずや社会の役に立つ立派な法曹として活躍してくれるであろうことを確信しています。

昨年の新司法試験は、第一回目の手探り状態のなかで行われた既修者のみを対象とした試験であったのに対して、今年、未修者も含めた全修了生が受験する初めての試験ということになります。これに昨年の不合格者の再受験を合わせると、受験者の数は昨年を大きく上回ることになり、合格者の枠が多少広がるというものの、全体の合格率は昨年よりもかなり下がると予想されています。この意味で、今年こそ法科大学院の真価

が問われる最初の年ということになるわけで、本学法科大学院の教員と学生は、このことを胸に刻んで、現在の五月の第二回新司法試験に向けて一丸となって奮闘しているところです。

三 法科大学院の話から入ってしまいました。法学部においても、昨年度からカリキュラム改革にもとづく新しいカリキュラムが発足し、今年度からは、それにもとづく本格的な専門教育が神田キャンパスで始まることとなります。昨年度の政治学科の発足も含めて、今年度は、学部でもいよいよ改革の真価が問われる年になると思われます。授業に不満を抱く学生、講義についていけない学生が全国的に増加しているといわれるなかあつて、大学教育の目的とはそもそも何なのか、学生主体の大学教育とはどうあるべきなのか、そしてそのためにならなければならないのか、といった問題について、改めて原点に立ち返った議論が求められているのではないかと思います。

四 社会の動きに目を転ずると、毀誉褒貶著しかった小泉内閣が終わりを告げ、新生安倍内閣が誕生することになりました。安倍首相は、小泉内閣の基本路線を継承しながらも、「美しい国」日本の実現に向けた新たな動きを開始しています。その第一弾として、昨年二月一日には教育基本法の改正が国会を通過しました。私自身は教育法を直接研究したことはありませんが、行政法の講義やゼミナールで教科書裁判や学力テスト裁判をとりあげる機会がしばしばあり、教育基本法は比較的なじみの深い法律のひとつでした。私の小中学校時代には、戦後民主主義教育の薫陶を受けて憲法や教育基本法の重要さを熱心に説く教員も少なくなく、教育基本法によって立つ教育観は、学校教育の場を通じてごく自然に私のなかに溶け込み、また、日本社会のなかにもそれなりに根を下ろしてきたのではないかと思います。

たしかに、教育をめぐる環境は、教育基本法が制定された当時とは大きく変化しています。こうしたなかで、教育のあり方も時代の変化に対応するように変えていかなければならないこともまた、否定できません。しか

し、それと同時に、教育というものには、時代の変化を超えて妥当する普遍的な理念や原理というものが存在することも事実であり、そのうちの少なからぬものが改正前の教育基本法のなかに取り込まれているのではないかと思われます。こうした私の教育観が自身の受けてきた学校教育のなかで培われてきたことはさきに触れた通りですが、私よりも年の若い今の首相が、国民のなかにある多様な声に必ずしも十分に耳を傾けることなく、また、タウンミーティングでの「やらせ発言」による世論誘導まで行いながら、自己の信念のみにとづ「戦後レジームの見直し」に走ろうとする姿勢に危惧を抱くのは、私だけではないと思います。

五 こうした動きの行き着く先が日本国憲法の見直し⇨改憲にあることは、五年以内の明文改憲を公約に掲げて自民党総裁選に勝利した安倍首相自らが率直に語るところです。日本国憲法が国の最高法規であり、わが国の政治と社会の根本を律するものである以上、このような状況は、法律と政治の研究と教育に携わる私たちにとって座視して過ごすわけにはいかないと私には思われます。もちろん、こうした最近の動きに対しては、賛否を含めたさまざまな考え方がありうるわけですが、私がここで強調したいことは、法学部に身をおいて法律・政治の研究に従事する者として、日本社会が戦後最大の転換期を迎えつつある現在、いまの動きをそれぞれの専門分野の立場から冷静に分析し、その意味するところを明らかにすることが時代の要請として私たちに求められているのではないか、ということです。本紀要を含めて、法学研究所の研究活動がこの課題に対していささかでも貢献できることになれば幸いです。

二〇〇七年一月末日

専修大学法学研究所長

晴山一穂